

II 豊田市の森林・林業の現状と主要な課題

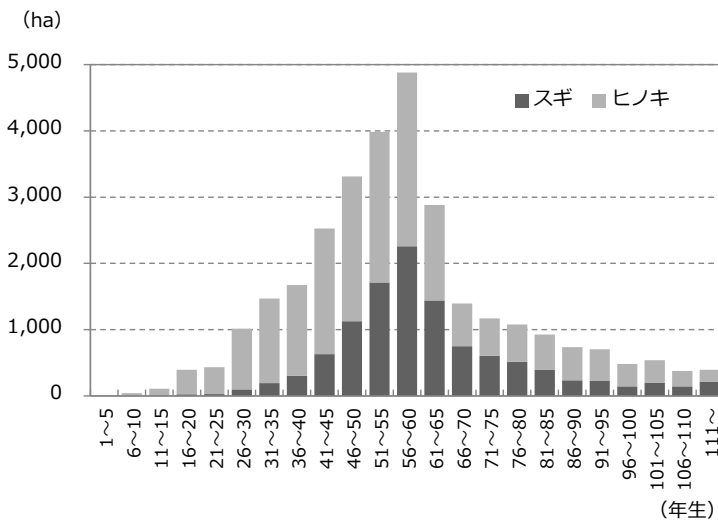
基本計画に基づいて各種の事業を推進していく上で、主要な課題となる項目について、その現状をまとめると次のようになります。

1 人工林

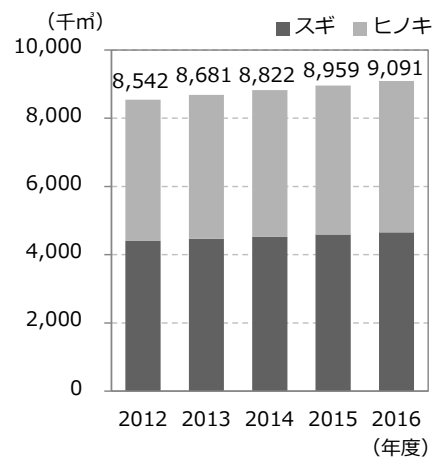
(1) 現状

市内の人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたもので、間伐が必要な31～65年生のヒノキ・スギの人工林が全体の人工林面積の約7割を占めています(図表Ⅱ-1)。また、近年は木材価格の低迷により皆伐がほとんど実施されないため、市内の木材資源量(蓄積)は増加しています(図表Ⅱ-2)。

(図表Ⅱ-1) 豊田市の齢級別人工林面積



(図表Ⅱ-2) 豊田市の人工林の蓄積

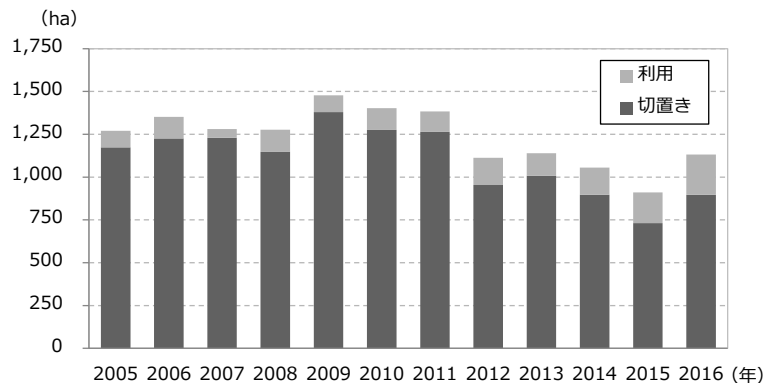


(注) 対象は地域森林計画対象民有林 資料：2016年森林資源構成表

(注) 対象は地域森林計画対象民有林 資料：森林資源構成表

市は第1次基本計画及び第2次基本計画に基づき、放置された過密人工林を主な対象とする間伐施策を推進してきました。その結果、当初約20,000haと推定された過密人工林が、航空写真解析(2015～2016年度実施)では、過密人工林(本数密度1,600本/ha以上)が約5,000haにまで減少しました。

(図表Ⅱ-3) 豊田市における間伐実績



(注) 農林公社や県有林を含む第1次基本計画で対象とした間伐面積。 資料：市森林課

(2) 課題と対策

① 間伐面積の増加

今後も着実な間伐の実行が必要ですが、近年の間伐実績は1,000ha前後/年で計画目標に対して下回っています(図表Ⅱ-3)。間伐面積の増加とともに、切置き間伐及び利用間伐の両方において低コスト化も求められています。

② 針広混交林への誘導

10年前の構想に定めた人工林の針広混交林化は、森林所有者との合意形成が進まず、実績はありません。このため、新・森づくり構想の森林区分に基づいて、具体的な推進基準を設けて、針広混交林への誘導を図っていく必要があります。

③ 将来を見据えた施業の実施

これまで緊急的な間伐として不良木等を対象とした切置き間伐を実施してきましたが、健全ステージの人工林が増えていく中で、将来の目標林型を目指した「将来木施業」に転換していく必要があります。

④ 皆伐対策

全国的に大規模な水害が多発しており、森林整備の重要性はますます高まっています。一方で、木質バイオマス発電等の旺盛な木材需要の影響を受けて、九州や東北を中心として国内でも皆伐が拡大しています。市内においても皆伐が今後見込まれるため、森林保全のルールを新たに設定し、木材資源の利用と保全のバランスを取ることが求められています。

2 森林所有者

(1) 現状

市内の森林の所有形態は、私有林が全体の88%と大部分を占めています。しかし、森林所有者の多くは零細な規模の所有のため、各種林業施策を実施していくうえで、施業地を集約化し、施業効率を上げることが重要です。所有規模の零細性が効率化を難しくしている大きな要因となっています。

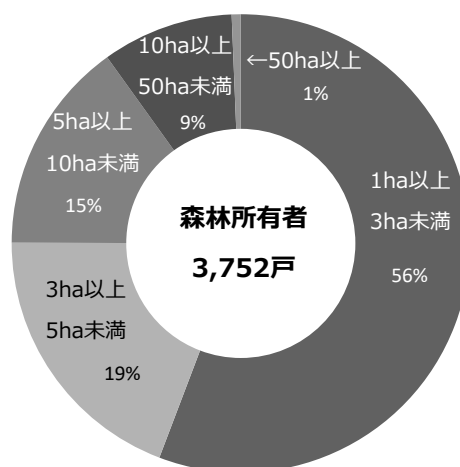
10年に1回ずつ調査される世界農林業センサスの2010年版によれば、市内に居住する1ha以上の森林所有者は3,752戸あり、そのうち1~5haの小規模所有者が4分の3を占めています(図表Ⅱ-4)。また、調査対象外である1ha未満の所有者については、1ha以上の所有者より多いと推測されます。

一方、森林の境界を熟知している森林所有者の高齢化が進んでいるものの、次世代の引継ぎはあまりなされていないのが現状です。

(2) 課題と対策

今後、間伐等の森林施業を効率的かつ経済的

(図表Ⅱ-4) 規模別森林所有者数



(注) 調査対象は1ha以上の所有者
資料：2010年世界農林業センサス

に実施していくうえで、所有規模の零細性が大きな障害になる可能性があります。

また、自ら所有森林の境界がわかり森林管理ができる所有者が減少しつつあるため、早急に境界の確定等を進める必要があります。

3 森林組合

(1) 現状

2005年に旧市町村の森林組合が合併し「豊田森林組合」（以下「森林組合」という。）が誕生しました。役職員体制（図表Ⅱ－5）、組合員数、管轄する森林面積など、全国有数の規模を誇る森林組合です。

市内には間伐団地を取りまとめ、森林所有者の同意を得て森林整備を実施できる事業者は、森林組合の他にはほとんどいないため、市の森づくりにおいて重要な存在です。

しかしながら、森林組合では、特に現場で作業を行う森林作業員の減少が顕著となり、市内の間伐面積の減少等にも影響を与えています。

（図表Ⅱ－5） 豊田森林組合の常勤役職員と森林作業員の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
常勤役職員数	54	54	53	50	51	51	52	52	47	50	53	54
森林作業員数 ^(注)	102	103	103	102	112	117	121	112	96	88	81	75

（注）保育及び素材生産に従事する者のみ

資料：森林組合一斉調査

(2) 課題と対策

① 森林組合の経営力等の強化

今後、厳しい財政状況が見込まれる中、森林組合においても、補助金に過度に依存しない、自立的な経営体制の構築が求められています。効率的な運営体制づくり、営業力の強化、情報共有や職員の育成等が必要です。

② 木材生産の効率化と安定供給

利用間伐における高効率な作業システムへの転換や、木材の大径化に対応できる新しい作業システムの構築も重要な課題です。

③ 森林施業プランナー、森林作業員の育成

将来の目標林型を目指した施業の実施、効率的な生産体制づくり、事故のない現場づくりなど、森林施業プランナーや森林作業員においては更なるスキルアップが必要です。

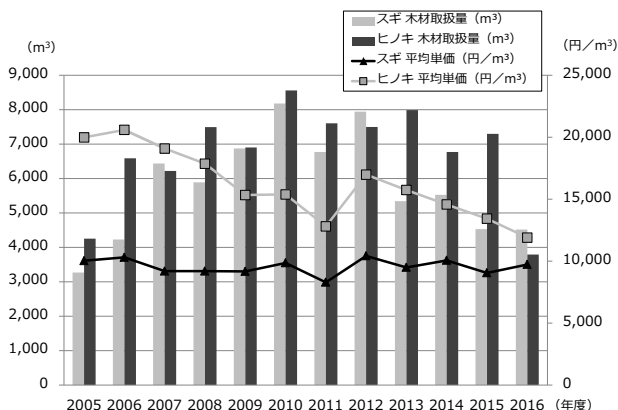
4 木材価格と木材生産量

(1) 現状

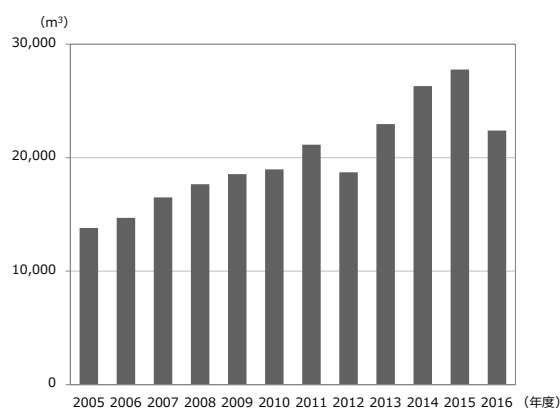
市内で生産される木材価格は、ヒノキ・スギともに落ち込んでいます（図表Ⅱ－6）。特にヒノキの価格下落が顕著であり、ヒノキ林が多い豊田市においては林業採算性がより悪化しています。

また、市内の木材生産量は増加傾向にあり、その大半を担っている森林組合の木材生産量も同様の傾向にあります（図表Ⅱ－７）。ただし、市内人工林の成長量（年間蓄積増加量）と比べて少ない水準であることから、木材生産量の拡大も課題です。

（図表Ⅱ－６） 豊田森林組合のヒノキ・スギの
取引量と平均単価の推移



（図表Ⅱ－７） 豊田森林組合の
木材生産量の推移



（注）2016年度からは愛知県森連原木流通センターの実績
資料：豊田森林組合

資料：豊田森林組合

（２）課題と対策

① 中核製材工場等への原木供給

市では2018年度の稼働を目標に、地域材の加工・流通の中核を担う製材工場（以下「中核製材工場」という。）を誘致しました。森林所有者への還元を充実し、森林整備に役立てるためには、中核製材工場への地域材の安定的な供給体制の確立が重要です。

そのために、森林組合では、利用間伐を通しての木材生産量の拡大と、山土場から中核製材工場へ素材を直接納材する直送方式の確立が求められます。特に直送体制の確立は、木材流通の中間経費の削減につながり、森林所有者への還元増にも貢献します。

② 木材販売の強化

木材資源は年々蓄積しており、大径化が進んでいます。これらの大径化した木材の販売・マーケティングに向けた検討が必要です。さらに、山の価値を全体として高めるためには、長期的に広葉樹を育成し、また販売・マーケティングに向けた検討が求められます。

5 その他市の林業を取り巻く環境

（１）森林・林業再生プラン

農林水産省は、2009年12月に、今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することを目指して、「森林・林業再生プラン」を策定しました。

（２）日本再興戦略／林業の成長産業化

首相官邸に配置されている日本経済再生本部では、「日本再興戦略」（2013年6月14

日閣議決定)にて「林業の成長産業化」を初めて掲げました。以降の「日本再興戦略改訂2014」等においても、林業の成長産業化に向けた方向性として、国産材CLT¹の普及に向けた取組の推進、木質バイオマスのエネルギー利用やマテリアル利用の促進、施業集約化を進めることによる国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を示しました。

(3) 森林・林業基本計画の見直し

林野庁は新たな森林・林業基本計画を2016年5月24日に閣議決定しました。本計画では、林業の成長産業化を図るため、CLTや非住宅分野等における新たな木材需要の創出、主伐と再造林対策の強化等による原木の安定供給体制の構築に向けた取組に重点を置いています。

(4) 森林法の改正

「林業の成長産業化」を実現するため、森林・林業基本計画の見直しと並行して、2016年5月20日に森林法の改正も行われました(2017年4月1日施行)。伐採及び伐採後の造林の届出制度の見直し、鳥獣害対策の強化、林地台帳の整備等が追加されました。

(5) あいち森と緑づくり事業および国産森林環境税(仮称)

愛知県は2009年度から、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために、県民税均等割の額に一定額(個人500円)を上乗せしています(あいち森と緑づくり税)。

県はこれを財源として、人工林整備、里山林整備、都市緑化、環境活動等への支援に関する事業を行っていますが、このうち人工林整備については、公道沿い又は奥地林を事業地として、間伐事業を県が行っています。市はこれら間伐事業地を取りまとめ、県に報告する事業を請け負うことで、事業地の拡大に寄与しています。

なお、2017年9月現在、総務省と林野庁では、市町村が主体となって実施する森林整備等の必要な財源として、森林環境税(仮称)の創設に向けた検討が行われています。このため、税制改正の内容によっては、本計画への影響も考えられます。

(6) 市の財政環境の変化

市の特徴として、景気動向に大きく左右される経済構造となっています。また、今後の市の財政の見通しとしては、法人市民税の一部国税化等により、大幅な税収減が見込まれます。さらには公共建築物やインフラ施設の維持管理費、少子高齢化に伴う社会保障費の増大などのために、森林行政予算がさらに緊縮化することが予想されます。そのため、将来世代に負担を残さず、かつ限られた財源を有効に活用できる、効率的な森林管理の仕組みを構築することが急務です。

¹ Cross Laminated Timber(直交集成板)の略。ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。中高層建築物など新しい木材需要として期待されている。